様式第１号（第３条関係）

**名取市災害時協力井戸登録申出書**

令和　　　年　　月　　日

　名取市長　宛

申請者　住　　　所

電話番号

下記の井戸について、名取市災害時協力井戸に係る登録に関する要綱（以下「要綱」という。）第３条の規定により、要綱第２条各号の要件を満たす井戸として、災害時協力井戸の登録を申請します。

また、要綱第５条の規定に基づき、登録した災害時協力井戸の内容が変更になる場合又は要綱第８条の規定に掲げる場合については、登録変更・解除申請を速やかに市長に提出します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有者 | | | 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□申請者に同じ | |
| 氏名　　　　　　　　 　　　　□申請者に同じ | 電話番号　　　　　　　　　　　□申請者に同じ |
| 管理者 | | | 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□申請者に同じ | |
| 氏名　　　　　　　　 　　　　□申請者に同じ | 氏名　　　　　　　　 　　　　□申請者に同じ |
| ※井戸管理者が井戸所有者と別のときは、井戸所有者の了承を得てください。  　□井戸管理者の了承を得ている | | | | |
| 設置位置 | | □宅地内（□屋内 □屋外）　□田畑 　□その他 （　　　　　　　　　） | | |
| 形  態 | 形状 | □掘り抜き井戸（丸井戸）　□打ち抜き（打ち込み）井戸（管井戸）  □湧き水　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 動力 | □手押し手動（□手押しポンプ、□つるべ式）　□手押しポンプと電動ポンプハイブリット  □電動（□停電時の使用可能、□不可能）　□無し（自噴、湧き水等） | | |
| 使用状況 | | □現在使用し、今後も引き続き使用を予定している  □飲料水 □生活用水（□洗濯、□掃除、□風呂、□その他（　　　　　））  □事業（業務）□かんがい用水 □その他（　　　　　　　　　　 ）  □使用していない | | |
| 水　量 | | * 年中よく出る * 渇水時には枯れる 　　 □不明 | | |
| □　登録後に井戸の所有地を公表することに同意します。  □　災害時に地域住民等が生活用水の提供を受ける際に、所有地に立ち入ることに同意します。 | | | | |

≪記入上の注意≫

１　それぞれ該当するものにレ印をつけてください。

２　井戸管理者欄には、井戸所有者と井戸管理者が別の場合は、井戸登録に関して井戸管理者の了承を得ていただき、「井戸管理者の了承を得ている」にレ印をつけてください。

３　井戸の形状にある掘り抜き井戸（丸井戸）とは、手堀りなどで掘られた比較的浅い井戸をいい、打ち抜き（打ち込み）井戸（管井戸）とは、鉄管等を打ち込んだものをいいます。

４　水量の平均水量は、不明であれば記入不要です。

５　下記の要綱を確認のうえ記入してくだい。

名取市災害時協力井戸に係る登録に関する要綱（一部抜粋）

　　第２条　災害時協力井戸の登録要件は、次のとおりとする。

（１）　市内に存すること。

（２）　井戸所有者等が存すること。

（３）　次条に規定する登録の日現在において井戸を使用しており、引き続き使用を予定していること。

（４）　井戸水を汲み上げるためのポンプ等があり、市民に給水できる井戸であること。

（５）　市が指定する水質検査の基準に適合する井戸であること。

第３条　災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸所有者等は、次の事項に同意の上、名取市災害時協力井戸登録申出書（以下「登録申出書」という。）を市長に提出するものとする。

第８条　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、名取市災害時協力井戸登録解除申出書（以下「解除申出書」という。）を市長に提出するものとする。

（１）　当該井戸の使用を停止又は廃止した場合

（２）　当該井戸を譲渡した場合

（３）　当該井戸の井戸水を市民に提供することができなくなった場合